

# 告示

## 埼玉県告示第八百七十四号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十八年七月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十八年七月一日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
春日部市立医療センター	埼玉県春日部市中央六丁目七番地一	平成三十一年三月十日